

# 在宅福祉

## 補装具 **身** **難**

身体上の障害を補完または代替する用具である補装具について、購入や修理に係る費用を支給します。（購入後及び修理後の申請受付はできませんのでご注意ください。）なお、介護保険等の対象となる方は、介護保険サービス等を優先的にご利用いただくこととなります。

### <利用できる方>

身体障害者手帳所持者、障害者総合支援法の政令で定める疾病に該当する方、もしくは特定疾患医療受給者証をお持ちの方のいずれかで、市町村が給付・修理が必要と認められる方

### <主な種目>

#### ◎肢体不自由◎

種目	種類	耐用年数
義手	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手	1～5年
義足	股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、果義足、足根中足義足、足指義足	1～5年
上肢装具	肩装具、肘装具、手背屈装具、長対立装具、短対立装具、把持装具、MP屈曲及び伸展装具、指装具、B.F.O（食事動作補助器）	1～3年
下肢装具	長下肢装具、短下肢装具、靴型装具、足底装具、股装具、膝装具、ツイスター	1～3年
体幹装具	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具、側弯矯正装具	1～3年
姿勢保持装置	構造フレーム（木材、金属、車いす）	3年
車いす	普通型、手押し型、リクライニング式、ティルト式、リクライニング・ティルト式、片手駆動型、前方大車輪型、レバー駆動型、手動リフト式普通型	6年
電動車いす	普通型（4.5km/時、6km/時）、手動兼用型、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ティルト式普通型	6年
クッション	単層、多層、ゲルとウレタン、バルブ調整、フローテーションパッド、空気室構造	—
歩行器	四輪型（腰掛つき、腰掛なし）、三輪型、二輪型、固定型、交互型、六輪型	5年
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖	松葉づえ（木材）2年 その他 4年
頭部保持具	（児童のみ対象）	3年
排便補助具	（児童のみ対象）	2年

種目	種類	耐用年数
座位保持椅子	(児童のみ対象)	3年
起立保持具	(児童のみ対象)	3年

◎視覚障害◎

種目	種類	耐用年数
視覚障害者安全つえ	普通用、携帯用、身体支持併用	・普通用軽金属 5年 その他 2年 ・携帯用軽金属 4年 ・身体支持併用 4年
義眼	普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼	2年
眼鏡	矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡（掛けめがね式、焦点調節式） 遮光眼鏡（網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩、錐体杆体ジストロフィーの方のみ）	・矯正用・遮光用 4年 ・コンタクトレンズ 2年 ・弱視用 4年

◎聴覚障害◎

種目	種類	耐用年数
補聴器	【身体障害者手帳が4級・6級の方】高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型 【身体障害者手帳が2級・3級の方】重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型 【耳の形状や教育上または職業上の理由から医師が特に必要と認めた場合】耳あな型（レディメイド）、耳あな型（オーダーメイド）、骨導式眼鏡耳あな型、骨導式ポケット型、FM式	5年
人工内耳	人工内耳用音声処理装置（修理のみ）	—

◎重度の両上下肢障害、音声・言語機能障害◎

種目	種類	耐用年数
重度障害者用意思伝達装置	ソフトウェアが組み込まれた専用のパソコン及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するもの	5年

- ※ 支給対象となる補装具の個数は、1種目につき1個ですが、職業上または教育上等特に2個にできる場合があります。
- ※ 種目、品物ごとに基準額が定められています。
- ※ 必要性が特に認められる場合、基準額を超えて支給できる場合があります。
- ※ 種目毎に耐用年数が決められています。耐用年数以内の再交付申請はできません。
- ※ 修理の場合は、別に修理基準が定められています。

## <手続きの流れ>

- ① 窓口から、申請書、意見書の様式をもらう。
- ② 指定医師の診断を受け、医師意見書を作成してもらう。  
(軽微な修理等は必要ない場合があります。骨格構造義肢や電動車いすの購入等種目によっては、山形県身体障がい者更生相談所の診断が必要です。)
- ③ 補装具販売業者から見積書を作成してもらう。  
(②の意見書に基づき補装具製作者で作成してもらってください。)
- ④ 上記の①②③の書類、はんこ、身体障害者手帳、マイナンバーカード等を持って申請手続きを行います。
- ⑤ 市が手続きをして、山形県身体障がい者更生相談所から判定してもらいます。
- ⑥ 申請手続き後、状況調査に伺う場合があります。

## <費用>

原則として、利用者は、補装具の購入または修理に要した費用の1割を負担します。しかし、負担する上限額を利用者の属する世帯の所得状況に応じて、下表のとおり、負担上限額を定めています。

収入区分	負担上限月額
生活保護世帯または市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

利用者の負担が多くなりすぎないように、負担上限月額を超えた費用は公費で負担することになります。なお、本人及び配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、公費負担の対象外となります(障害児を除く)。

## <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課(表紙うら参照)

- ※ 山形県身体障がい者更生相談所が行う無料巡回相談(聴覚障害と肢体不自由障害)でも診断を受けることができます。

## 日常生活用具



重度の障害者又は難病患者等が日常生活を営む上での不便を解消し、自立した生活を営むことを目的として日常生活用具が給付されます。

## <利用できる方>

- ① 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方、又は、難病の指定を受けている方
- ② 特定疾患に該当する児童で市町村が給付を必要と認められる方  
ただし、介護保険もしくは医療保険に該当している方で同様の給付を受けることができる場合は、介護保険、医療保険が優先します。  
種目毎に身体障害者手帳の個別等級の支給要件があります。

## <主な種目>

歩行支援用具、入浴補助用具、特殊寝台、電気式たん吸引器、ストーマ用装具、盲人用時計、盲人用音声式体温計等

※次ページを参照してください。

### <必要書類>

- ①身体障害者手帳、申請書（申請書様式は相談窓口にあります。）  
 ②見積書 ※申請手続き後、状況調査に伺う場合があります。

### <利用者負担>

自己負担額は原則として定率（1割）の負担となります。

区分	生活保護	生活保護世帯以外の世帯
負担割合	0%	10%

- ※ 品物額が基準額を超える場合は、超えた分は利用者の自己負担となります。  
 ※ それぞれの品目には耐用年数が定められています。一度給付を受けた品目については、耐用年数の期間は原則的に給付を受けることはできません。

### <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

### <日常生活用具 品目、対象者、給付基準、基準額>

品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)
入浴担架	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）	5年	82,400
訓練いす	原則として付属のテーブルをつけるものとする	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児	5年	33,100
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として学齢児以上の障害児 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	8年	159,200
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害1級の障害者および原則として学齢児以上の障害児（常時介護を要する者に限る）、自力で排尿できない難病患者等	5年	67,000
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる機能を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調節できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び寝たきり状態にある難病患者等	8年	154,000
体位変換器	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る） 寝たきり状態にある難病患者等	5年	15,000
移動用リフト	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児。下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	4年	159,000
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの（設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）	下肢又は体幹機能障害の障害者及び3歳以上の障害児、若しくは、難病患者（入浴に介助を必要とするものに限る）	8年	90,000
便器	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児、常時介護を要する難病患者等	8年	便器 4,450 手すり 5,400

品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)
特殊マット	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	知的障害の程度が重度又は最重度の障害者及び3歳以上の障害児並びに <b>下肢</b> 又は <b>体幹機能障害1級</b> の障害者及び原則として3歳以上の障害児(常時介護を要するものに限る) 寝たきり状態にある <b>難病患者</b> 等	5年	19,600
頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	知的障害の程度が重度又は最重度の障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	3年	スポンジ革製 15,200
				プラスチック製 36,750
歩行補助つえ(一本杖のみ)	木製主体は木材、外装はニス塗装 軽金属製主体軽金属、外装塗装なし	身体障害者手帳保持者であって、申請時の調査により判断する	3年	木製 2,200 軽金属製 3,000
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、住宅改修を伴うものを除く	平衡機能又は <b>下肢</b> もしくは <b>体幹機能</b> に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者、 <b>難病患者</b> 等及び原則として3歳以上の障害児	8年	60,000
特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの及び障害者等を介護している者が容易に使用し得るもの(取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	<b>上肢障害2級</b> 以上の障害者及び学齢児以上の障害児並びに <b>知的障害</b> の程度が重度又は最重度で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障害者及び原則として3歳以上の障害児、 <b>上肢機能</b> に障害のある <b>難病患者</b> 等	8年	151,200
火災報知機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの(1世帯に2台の設置を限度とする)	障害等級 <b>2級</b> 以上の障害者等、 <b>知的障害</b> の程度が重度又は最重度の障害者(火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害者、 <b>難病患者</b> 等)のみの世帯及びこれに準じる世帯)	8年	15,500
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	上記に同じ	8年	28,700
ストーマ用装置	消化器系 結腸・回腸・・・低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 消化器系 尿路系・・・低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用キャップ付きとする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	ぼうこう又は直腸機能障害のストーマ造設障害者	—	消化器系 結腸・回腸 1ヶ月あたり 8,600
			—	消化器系 尿路系 1ヶ月あたり 11,300
収尿器	障害者が容易に使用し得るもの。	高度の <b>排尿機能</b> 障害者等	1年	7,700
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	<b>腎臓機能障害3級</b> 以上で自己連続携行式膜灌流法(CAPD)による透析療法を行なう障害者及び原則として3歳以上の障害児	5年	51,500
ネブライザー(吸入器)	障害者等が容易に使用し得るもの	<b>呼吸器機能障害3級</b> 以上又は同程度の身体障害を有し、必要と認められる障害者、 <b>難病患者</b> 等及び障害児	5年	36,000

品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)
電気式たん吸引器	障害者等が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、必要と認められる障害者、難病患者等及び障害児	5年	56,400
酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行なう障害者	10年	17,000
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	5年	157,000
電磁調理器	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、知的障害の程度が重度又は最重度の障害者であって18歳以上のもの	6年	41,000
情報・通信支援用具	障害者向けのパソコン周辺機器またはアプリケーションソフト	上肢機能障害2級以上または視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢時以上の障害児	6年	100,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	10年	7,000
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚若しくは認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの又は音声等により操作ボタンが知覚若しくは認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	6年	99,800
視覚障害者用タッチ式ボイスレコーダー	あらかじめ情報登録したシールを読み取り、対応する録音済みの音声を再生する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	6年	24,000
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者及び原則として学齢以上の障害児	8年	198,000
盲人用時計	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)	10年	触読時計 10,300 音声時計 13,300
ワンセグラジオ	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者	5年	29,000
盲人用体重計	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年	18,000

品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)
盲人用体温計 (音声式)	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る)	5年	9,000
盲人用血圧計	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者	5年	15,000
点字図書	点字により作成された図書(週刊、月刊等で発行される雑誌を除く)	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者及び原則として学齢児以上の障害児	—	点字図書価格
点字器	標準型A32マス18行、両面書真鍮板製 B32マス18行、両面書プラスチック製	身体障害者手帳保持者であって、申請時の調査により判断する	7年	A 10,400 B 6,600
	携帯用A32マス4行、片面書アルミニウム製 B32マス12行、片面書プラスチック製	身体障害者手帳保持者であって、申請時の調査により判断する	5年	A 7,200 B 1,650
点字タイプライター	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者等(原則として本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	5年	63,100
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	6年	383,500
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害2級以上の障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10年	87,400
聴覚障害者用通信装置	ファックス等	重度聴覚障害者、電話によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる障害者等	6年	88,900
携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	音声機能もしくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する障害者及び原則として学齢児以上の障害児	5年	98,800
人工喉頭	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	音声言語機能障害を有する喉頭摘出障害者等	4年	5,000
	電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	音声言語機能障害を有する喉頭摘出障害者等	4年	70,100
人工鼻	障害者が容易に使用し得るもの	音声言語機能障害があつて喉頭摘出等により音声機能を消失した者	—	1ヶ月あたり 23,760

# ストーマ用装具・人工鼻の給付について

## <ストーマ用装具の利用者負担>

区分	生活保護	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	0%	5%	10%

## <申請から決定まで>

○日常生活用具給付申請書を提出。※取扱業者名を必ず記入します。

○市から取扱業者に見積書の提出を依頼します。

ただし、新規に申請される方、または取扱業者を変更される場合は、申請時に見積書を添付してください。

○見積書、所得状況を確認⇒給付決定⇒申請者及び取扱業者に給付決定通知します。

○取扱業者から品物の納入⇒利用者負担を納入業者にお支払いください。

## <申請と給付決定スケジュール>

ストーマ用装具・人工鼻は原則6ヶ月毎に給付決定します。

4月から9月までの給付	2月末までに申請
10月から3月までの給付	8月末までに申請

## <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 小児慢性特定疾病児の日常生活用具

日常生活を営む上での不便を解消し、自立した生活を営むことを目的として日常生活用具が給付されます。

<利用できる方> 別表第1の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾病児

## <主な種目>

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器  
体位変換器、紫外線カットクリーム等 ※ 別表第1を参照してください。

## <必要書類>

① はんこ、申請書（申請書様式は相談窓口にあります。）

② 見積書

③ 小児慢性特定疾病医療受診券の写し

## <利用者負担>

給付を受ける用具1件につき、要綱に定める世帯の階層区分に応じ、徴収基準額を負担します。

ただし、給付を受ける用具の価格が、徴収基準額に満たないときは、当該給付を受ける用具の価格を負担額とします。

また、品物額が基準額を超える場合は、超えた分は利用者の自己負担となります。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）



別表第 1

種目	対象者	性能等	基準額 (円)
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	便器 4,450 手すり 5,400
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当り住宅改修を伴うものを除く。	151,200
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	60,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に利用し得るもの。	90,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に利用し得るもの。	67,000
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	70,400
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	12,160
電気式たん吸引器	呼吸器機能の障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	20,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	37,800

## 住宅改修費



日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の段差解消など住環境の改善を行います。

### <利用できる方>

下肢、体幹機能障害 3 級以上の障害児者またはそれに相当する難病患者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害 2 級以上の者のみ。原則的に介護保険が優先されます。）また、住宅改修は原則 1 回限りとなります。

### <住宅改修の範囲>

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消

- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他上記①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

#### <手続き>

- ① 建設業者等に住宅改修に係る見積りを依頼し、見積書、工事図面を作成します。
- ② はんこ、身体障害者手帳、見積書、工事図面・現場写真を持参のうえ、申請。
- ③ 給付を決定し、申請者と見積業者に通知書を送付します。
- ④ 業者と契約し工事を施工します。
- ⑤ 利用者負担を業者にお支払いください。  
※助成金は、業者に直接支払われます。  
※必要に応じて訪問調査を行うことがあります。

#### <費用>

改修費（基準額以内）の10%が利用者負担となります。ただし、生活保護世帯は、利用者負担はありません。

また、支給限度基準額が定められており、20万円の住宅改修工事費までが給付の対象となります。従って、基準額を越えた部分の工事費については全額自己負担となります。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 住宅等整備資金の借入金利子補給 **身** **知**

障害者と同居している世帯に対し、障害者の居住環境を改善するための経費について、借入金利子の補給をします。

#### <利用できる方>

身体障害者手帳1～4級又は療育手帳A所持者と同居する世帯に属する方  
市内在住の連帯保証人が1名必要です。

#### <年利など>

鶴岡市と金融機関とで定めた率（変動があります）※ 利子補給は2.3%が上限です。  
償還期間： 120ヶ月以内で 対象融資上限額： 300万円以内

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 紙おむつ購入費助成 **身** **知**

寝たきり状態等の在宅の重度障害者等に対し、紙おむつを支給することにより、本人及び家族の経済的負担の軽減を図ります。

#### <利用できる方>

次のいずれの条件にも該当する方

- ① 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳Aに該当する方又はこれらと同程度の障害のある方で日常生活全般に介護を要し、かつ排泄に全介助を必要とする方

※施設入所されている方は対象外

- ②上記の障害のある方の年齢が3歳以上65歳未満であること（ただし、40歳以上65歳未満で要介護認定を受けている方を除く）
- ③上記の障害のある方の属する世帯の生計中心者の前年分所得税が6万円未満の方

#### <助成額>

- ① 市民税非課税・所得税非課税 → 月額7,000円以内
- ② 市民税課税・所得税非課税 → 月額5,000円以内
- ③ 市民税課税・所得税6万円未満 → 月額2,000円以内

※課税年度の切り替わりに伴い、課税状況の確認を行います。

#### <利用までの流れ>

- ① 障害（児）者紙おむつ等購入費助成事業利用登録申請書を提出します。
- ② 障害の状態・納税状況など必要な事項を確認し、助成限度額を決定します。
- ③ 事業所ごとの商品一覧を見て利用事業所を選びます。
- ④ 障害（児）者紙おむつ等購入費助成事業登録内容届出書と委任状を提出します。
- ⑤ 配達の前月末までに利用する事業所に利用者が商品を注文します。

#### <届出が必要なとき>

- ① 住所を変更したとき（市内外に転居、障害のある方が施設等に入所の場合等）
- ② 障害のある方が亡くなられたとき
- ③ 紙おむつの支給の必要がなくなったとき
- ④ 利用事業所を変更しようとするとき

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 訪問入浴サービス

移動入浴車が家庭を訪問し、居宅で入浴サービスを行います。

#### <利用できる方>

重度身体障害者等で、自力又は家族介護による入浴ができない方で医師が入浴を認めた方（高齢者の方は介護保険制度によるサービスが優先されます。）

#### <費用>

本人及び扶養義務者の課税額に応じて利用者負担があります。

#### <利用手続き>

- ① 障害者在宅福祉サービス支給申請書を提出。  
（はんこ、手帳所持者の場合手帳持参のこと。）
- ② 医師による診断書を提出します。（用紙は福祉課窓口にあります。）
- ③ 利用者の障害の状態、税の賦課状況を調査します。
- ④ サービス支給決定通知書を送付します。  
（月の利用回数、1回あたりの利用者負担額）
- ⑤ サービスの利用開始。利用者負担をサービス提供事業者を支払います。

次のような事由が発生した場合は、サービスの利用を取消もしくは停止します。

- ① 利用者が死亡したとき又は長期に入院することとなったとき

- ② 医師に入浴を禁止されたとき
- ③ 症状の回復等により、自力又は家族の介助のみで入浴ができると認められるとき

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 人工透析患者通院交通費助成事業 **身**

### <利用できる方>

次のすべてに該当する方

- ① 腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 人工透析療法を受けるために交通機関（自家用車を含む）を利用して通院している方
- ③ 本人及び同居世帯の生計中心者が所得税を課されていない方
- ④ 生活保護などで通院交通費の給付を受けていない方

### <助成額>

往復の通院距離が15km未満は、1,500円、15km以上30km未満は、2,000円、30km以上は、3,000円を基準月額とし、通院交通費として実際にかかった額と交付基準額のいずれか低い方の額を助成します。

### <利用手続き>

- ① 医療機関から通院報告書（窓口にあります）に記入してもらう。
  - ② 身体障害者手帳、通院報告書を持って申請手続きを行う。  
（タクシー等利用の方は、領収書を保管し、申請時にご持参ください。）
- ※半期ごと（9月末、3月末）もしくは1年ごと（3月末）に申請してください。  
※病院や施設による無料送迎等、交通費の自己負担が発生しない場合は助成対象外となります。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 在宅酸素療法者支援事業 **身**

在宅酸素療法にかかる酸素濃縮器使用のための電気料金の一部助成を行います。

### <利用できる方>

次のすべてに該当する方

- ① 呼吸器機能障害による等級が3級又は4級の方（総合等級が1級又は2級の方を除く）
- ② 医師の処方により在宅酸素療法を行っており、酸素濃縮器を使用している方（施設入所等により、酸素濃縮器の電気料金を負担しない方を除く）
- ③ 重度心身障害児（者）医療証の交付を受けていない方

### <助成額>

助成金額：月額1,600円×「酸素濃縮器の電気料金を負担した月数」

### <利用手続き>

助成金給付申請の前に、登録決定を受けます。

- ① 助成金受給者登録申請書
- ② 酸素濃縮器使用指示書

(※酸素濃縮器の使用指示を受けた医療機関から作成してもらう。)

登録申請の結果、登録決定を受けた方が助成金支給申請をすることができます。  
助成金支給申請書で、9月と3月に半期ごとに申請します。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## あんしん見守りコール **身**

障害者に対し、通報、双方向の会話ができる通信機器を設置し、生活、健康などに関する相談、安否確認、緊急時の対応を支援します。

### <利用できる方>

次のいずれかに該当する方（原則的に介護保険制度が優先されます）

- ① 重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級所持者）
- ② 障害者で突発的に生命に危険な症状が発生する持病のある方

### <費用>

- ① 安否確認装置を設置した場合 月額385円
- ② 安否確認装置を設置しない場合 月額220円

※生活保護世帯は支払いが免除されます。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）